（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第百五十六条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「及び第二項」を削り、「。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、管理組合法人を含む」と」を加える。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第百五十七条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

（預金保険法等の一部改正）

第百五十八条　次に掲げる法律の規定中「並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九」を「及び同法第六十三条」に、「同法第六十二条の三第二項第一号に」を「同号に」に改める。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十五条第三項及び附則第二十二条第二項

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十条の九第四項及び附則第一条の二の十二第二項

三　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第二十六条第二項

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百五十九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び第二項」を削り、「。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、法人である政党等を含む」と」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百六十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の二第三項中「又は連結事業年度」及び「又は第八十一条の十九」を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百六十一条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条の二第一項中「及び第二項」を削り、「。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、防災街区整備事業組合を含む」と」を加える。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百六十二条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「及び第二項」を削り、「含む。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と」を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百六十三条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第三項中「第六十六条の十三第一項」を「第六十六条の十二」に、「同項」を「同条ただし書」に改める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第百六十四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「及び第二項」を削り、「。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション建替組合を含む」と」を加える。

第百三十九条第一項中「及び第二項」を削り、「。）」と」の下に「、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション敷地売却組合を含む」と」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第百六十五条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項中「又は連結事業年度」及び「、第八十一条の十九」を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百六十六条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び第六十八条の九十五」を削り、「同法第六十六条の十一第一項」を「同条第一項」に、「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」とあるのは、」に改め、「、同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一第一項各号に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」と」を削る。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第百六十七条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「又は連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額」を削り、同条第二項中「又は連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百六十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、同条第五項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「への新租税特別措置法」を「への同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の十四第七項」を「同法第三十七条の十四第八項」に、「開設している新租税特別措置法」を「開設している同法」に改める。

（生産性向上特別措置法の一部改正）

第百七十条　生産性向上特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（罰則に関する経過措置）

第百七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三